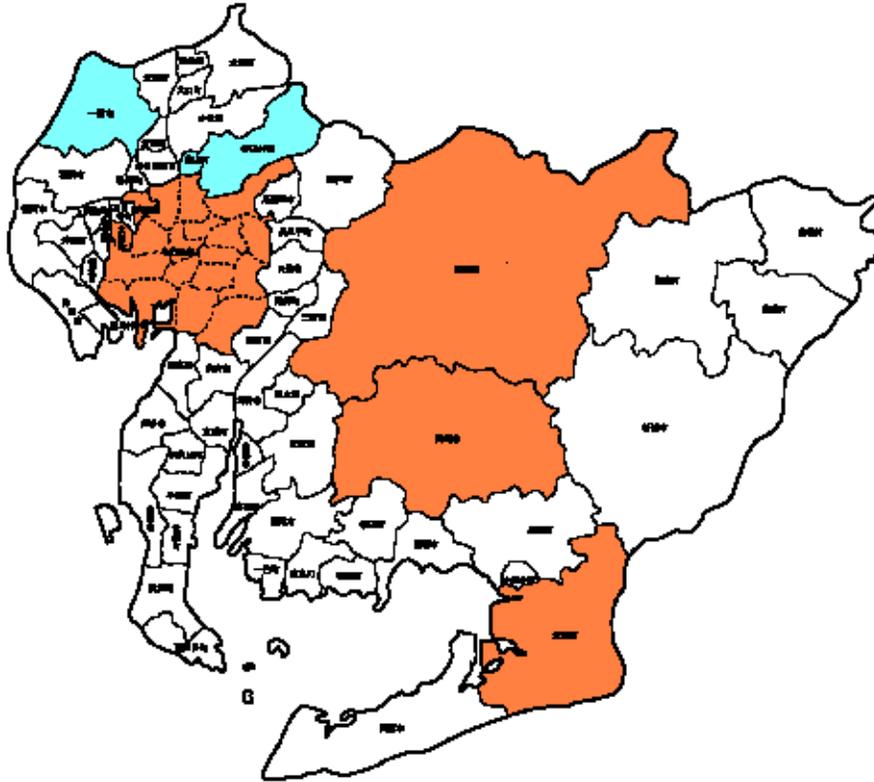

愛知県における効果的な公害 防止への取組の促進について

愛知県環境部

1 大気汚染防止法、水質汚濁防止法の所管



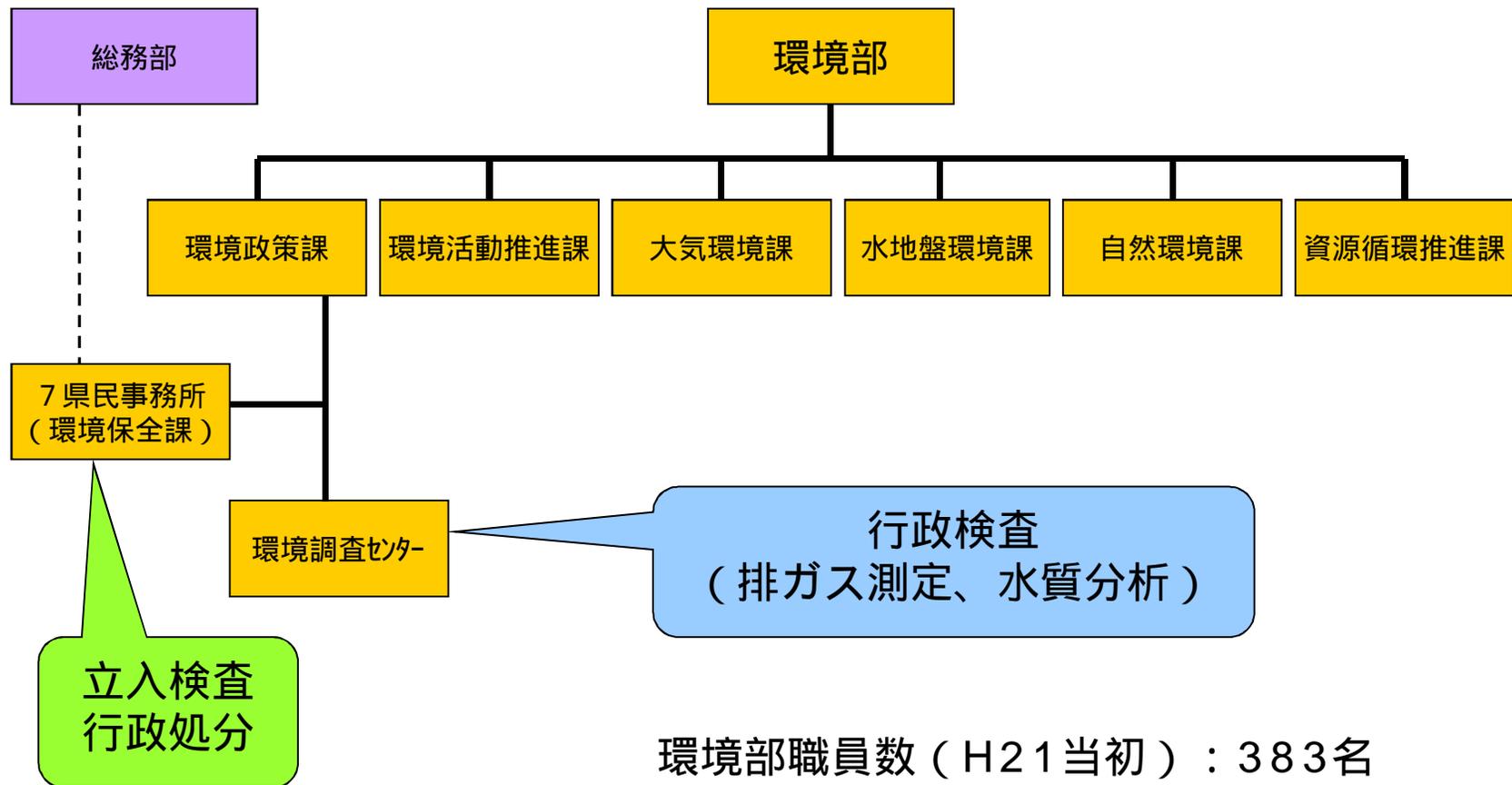
名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、春日井市及び一宮市の区域

愛知県の面積の40%

愛知県の人口の55%

区分	大気汚染防止法	水質汚濁防止法
名古屋市 豊田市 豊橋市 岡崎市	市	
春日井市 一宮市	県	市
上記以外の区域	県	

2 環境部の機構図



3 届出、立入検査等の状況

大気汚染防止法関係

年度	届出事業場数 (注)	立入検査 件数	行政検査 件数	行政措置件数		
				改善命令	行政指導	計
18	3,661 (5,845)	1,285	30	0	9	9
19	3,681 (5,886)	1,403	30	0	7	7
20	3,637 (5,797)	1,529	30	0	6	6

注1 届出事業場数は、ばい煙、粉じん、VOC施設の設置事業場の合計

2 届出事業場数欄の()は、政令市分を含む。

3 届出、立入検査等の状況

水質汚濁防止法関係

年度	届出事業場数 (注1)	排水基準が適用される特定事業場数(注2)	立入検査件数	行政検査件数	行政措置件数			
					改善命令	一時停止命令	行政指導	計
18	9,278 (13,779)	2,095 (3,175)	4,548	1,014	1	0	21	22
19	9,544 (13,448)	2,065 (3,104)	3,909	786	0	0	19	19
20	9,374 (13,142)	2,012 (2,919)	3,527	817	1	0	21	23

注1 事業場数欄の()は、政令市分を含む。

2 日平均排水量20m³以上及び有害物質使用の特定事業場が対象

4 県の関与する公害防止協定の締結状況

業種	製鉄業	石油精製業	発電所	ガス製造業	計
事業場数	3	2	5	1	11

根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例

対象

地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれがある工場等

主体

県、市町村、事業者

協定の要点

- ・ 公害防止計画書の策定
- ・ 公害関係施設の設置等における事前協議
- ・ 各種測定結果の県への報告及び報告内容の公開同意

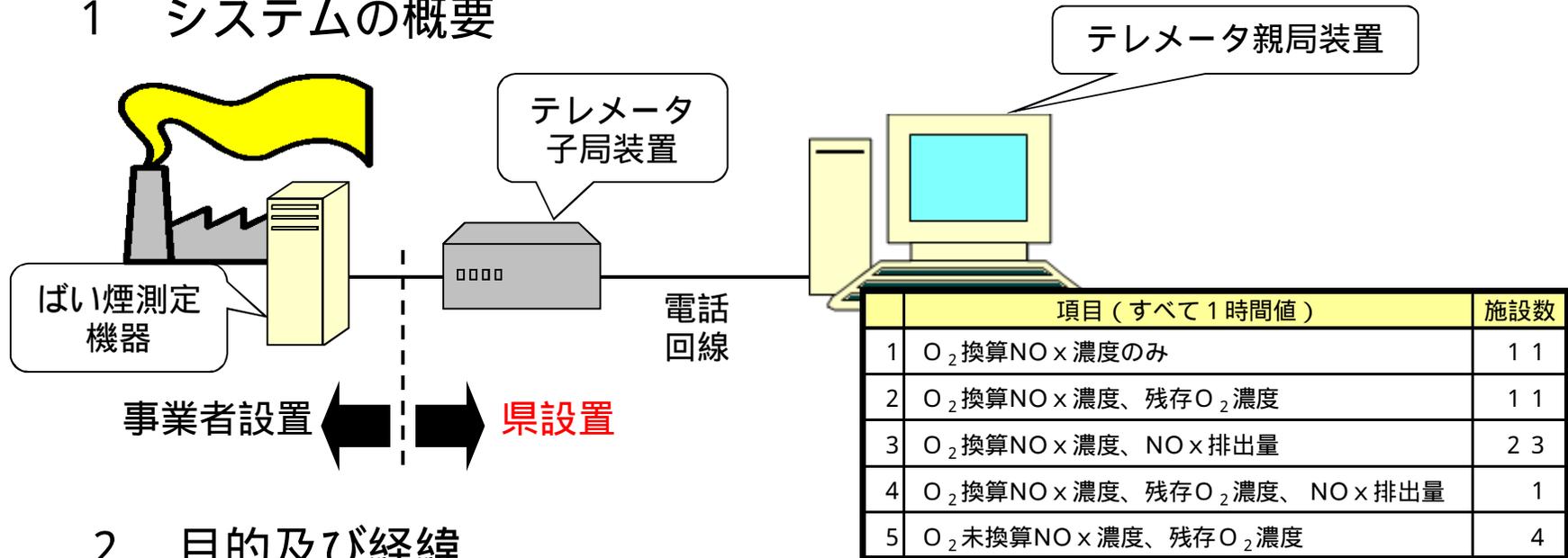
5 発生源監視テレメータシステムの概要

大気汚染監視システム（発生源）

水質テレメータ監視システム（発生源）

大気汚染監視システム（発生源）

1 システムの概要

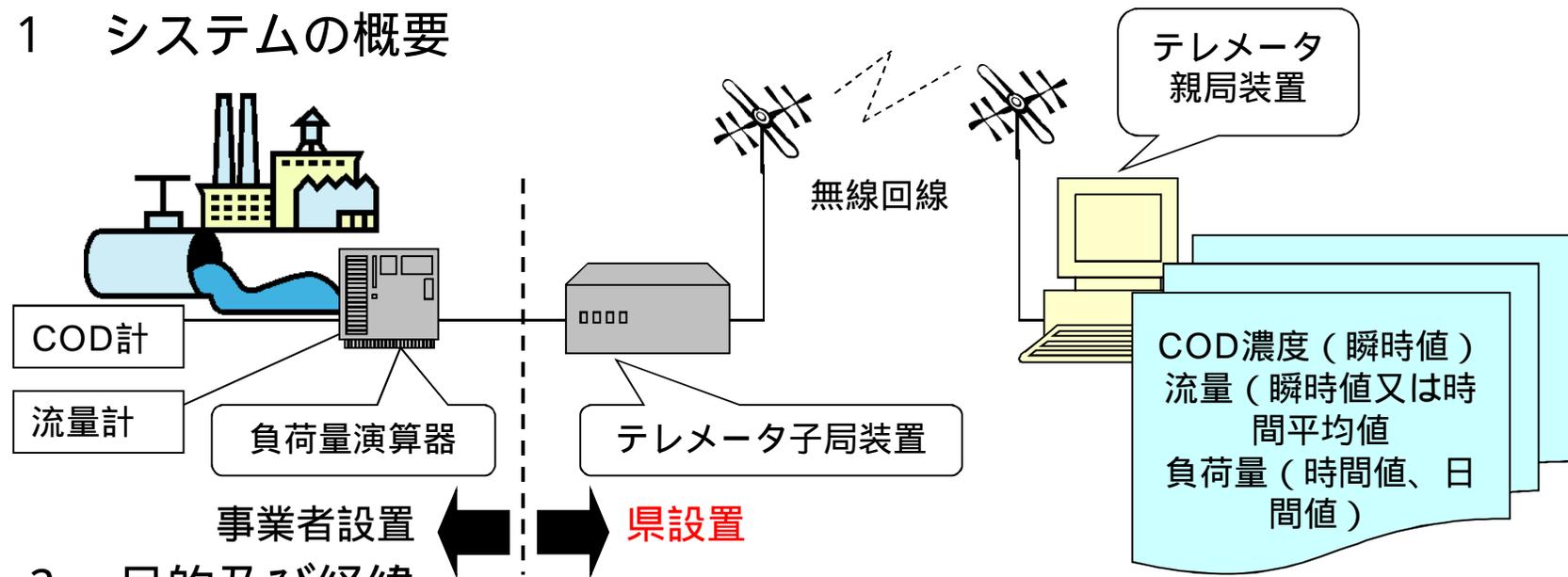


2 目的及び経緯

- ・ 県内（名古屋市を除く）の大規模煙源を対象に、排出される窒素酸化物濃度を監視し、規制指導に資するため。
- ・ 昭和46年度から県下36工場で硫黄酸化物の監視を開始し、昭和55年度から順次窒素酸化物の監視に切り替え、県内排出量の80%の把握を目途。
- ・ 平成21年4月現在、22工場、50施設からデータを収集。

水質テレメータ監視システム（発生源）

1 システムの概要



2 目的及び経緯

- ・ 伊勢湾水質総量規制の導入に伴い、工場・事業場の汚濁負荷量の一元的、即時的な把握を目的として、昭和55年度から整備
- ・ 県下（名古屋市を除く）の指定地域内事業場のCOD負荷量の約80%の把握を目的
- ・ 平成21年4月現在、70工場からデータを収集

6 本県における不適正事案（データ改ざん）

石油精製業に係る不適正事案

製紙業に係る不適正事案

石油精製業に係る不適正事案

発生年月 平成18年3月

事案の概要

- ・ 公害防止協定に基づくばい煙測定結果の報告において、3年間にわたり虚偽の報告があった。
- ・ 外部委託業者が測定した結果を、社内報告書に転記する際、社内基準を超えないよう現場担当者が独断で書き換えていた。
- ・ その中に、協定値、法排出基準値を超過した結果が含まれていた。
- ・ 所長等が環境関係法令遵守の指導を徹底していなかった。また報告書を作成する際、原データとの照合確認を行う業務フローになっていなかった。

指導内容

以下の事項について、文書指導を行った。

- ・ 社員教育の見直し、管理体制の強化
- ・ 協定値等の超過に係る原因究明と改善対策

製紙業に係る不適正事案

発生年月 平成19年7月

事案の概要

事業者が、ボイラー、石灰焼成炉等のばい煙測定結果に係る社内調査結果を公表するに際して県に報告があったもので、平成14年に自社測定から外部業者測定に変更したところ、従前の自社測定値より低い値になったため、市との公害防止協定に基づく報告内容について、測定値を改ざんして報告したものの。

指導内容

以下の事項について、文書指導を行った。

- ・ 再度、測定結果を精査すること
- ・ 再発防止のための管理体制の確立し、報告すること

7 立入検査事業の見直し

背景

- ・ 産業公害から、化学物質管理、循環型社会形成、地球温暖化問題など、県民の環境に対する広範なニーズや社会情勢の大きな変化
→ **立入検査の充実**
- ・ 測定データの改ざん等の不適正事案の発生など、事業場の現場においてコンプライアンス意識が希薄化してきている現状への危機感
→ **厳正な事業者指導**
- ・ 公害防止に関する技術指導や、測定・分析技術などの知識や経験、ノウハウをもった職員の大量退職時期
→ **技術やノウハウの継承**

立入検査見直し実行計画を策定

8 立入検査見直し実行計画のポイント

効率的な立入検査の取組

- ・ 検査項目の整理・重点化、重点事項を反映させた年間立入計画の策定及び効率的な立入検査を実施
- ・ 立入検査チェック票の活用

公害防止体制のチェック

- ・ 工場における公害防止体制に関する点検

新任者の育成、技術の継承

- ・ 立入検査ポケットブックの作成
- ・ O J T、技術研修会の開催等

P D C A による進行管理

9 立入検査チェック票（抜粋）

区分	立入検査項目	該当項目	確認内容
全般的事項	公害防止に係る組織体制		<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、特定工場等で専任すべき公害防止管理者等が選任・届出されているか。</p> <p>また、当該管理者等が工場内における公害防止の実務に実際関わっているとともに、工場等の公害防止の組織体制の中に組み込まれているか。</p>
大気	ばい煙測定		<p>ばい煙測定等は定められた方法及び回数で行われ、その結果は記録、保存されているか（原本の確認）。</p> <p>また、測定結果が事業場内の複数の者のチェックを受ける体制になっているか。</p>
水質	排出水の測定		<p>排出水等の測定は定められた方法で定期的に行われ、その結果は記録されているか（原本の確認）。</p> <p>また、測定結果が事業場内の複数の者のチェックを受ける体制になっているか。</p>

注：該当項目の、「」は必須確認項目、「」は必要に応じ重点化する項目を示す。

10 公害防止体制に関する点検票（抜粋）

業務内容	公害防止統括者	公害防止管理者
実効性のある環境管理体制の整備と運用	工場における具体的な環境管理計画を策定しているか。	-
異常発生時等の危機管理体制の整備	異常発生時における連絡、処理・公表などの危機管理体制を構築しているか。	異常発生時においては、適切に応急の措置を実施し、必要な連絡を行っているか。
環境管理手順の明文化と業務の記録・保管	環境管理業務の手順を明文化し、マニュアル化しているか。	公害関係施設の点検を適切な方法・頻度で行っているか。また、点検結果の記録、保管及び公害防止統括者等への報告を適切に行っているか。
	環境管理の業務内容を適切に記録し、保管する体制を構築しているか。	公害関係施設のばい煙測定を適切な方法・頻度で行っているか。また、測定結果の記録、保管及び公害防止統括者等への報告を適切に行っているか。

注 経済産業省と環境省が共同開催した「環境管理における公害防止体制の整備のあり方に関する検討会」で示された事業者向けガイドラインを参考に作成

11 立入検査ポケットブックの作成

【目的】

- ・ 新任者及び経験の浅い職員の育成用
- ・ チェックポイントの早期習熟

【内容】

立入検査の目的

法令の規制基準を事業者に遵守させる。

行政検査による基準遵守の確認にとどまらず、自主管理状況等も確認

時間の制約上、重点検査事項を絞ることも必要

立入検査の聴取順序、ポイント及び留意事項

事前の準備

1回目の立入検査の聴取手順

2回目以降の立入検査

立入検査チェック票

12 課題

行政

- ばい煙や排出水についての測定義務の確実な履行や公開、閲覧のあり方、虚偽の記録、報告などを防止するための制度的措置
- 事業者による環境報告書等を活用した環境管理体制の整備や、取組状況などの公開を支援、推進するための制度的措置
- 公害防止統括者等の職務の実施状況等についての記録の保存、備え付けのための制度的措置

事業者

- 法令違反や測定データの改ざんを見逃さない自主的な環境管理体制の構築
 - 環境報告書やインターネット等を活用した行政や地域との公害防止に関するコミュニケーションの促進
-